大田区豪雨対策基本方針

令和８年 10 月

大 田 区

目　次

第１章　大田区の豪雨対策の考え方 3
1.1　大田区豪雨対策基本方針策定の目的 3
1.2　本方針の対象範囲 3
1.3　本方針の位置付け 4
1.4　豪雨対策に係る上位計画 4
第２章　区の現状 6
2.1　近年の降雨状況 6
2.2　区の地域特性 7
2.3　浸水被害の現状 8
第３章　具体的な取組 10
3.1　流域対策 10
3.2　下水道整備 14
3.3　河川整備 15
3.4　家づくり・まちづくり対策 17
3.5　避難対策 21
第４章　本方針のさらなる推進に向けて 27
4.1　さらなる推進に向けて 27

第１章　大田区の豪雨対策の考え方

1.1　大田区豪雨対策基本方針策定の目的

近年、気候変動に伴う集中豪雨の激甚化・頻発化が進み、呑川・丸子川・多摩川といった複数の流域を抱える大田区では、内水氾濫による浸水被害が深刻な課題となっています。

令和７年９月 11 日、大田区は初めてとなる記録的短時間大雨情報が発表され、雪谷地区を中心に区内広範囲に深刻な浸水被害をもたらしました。

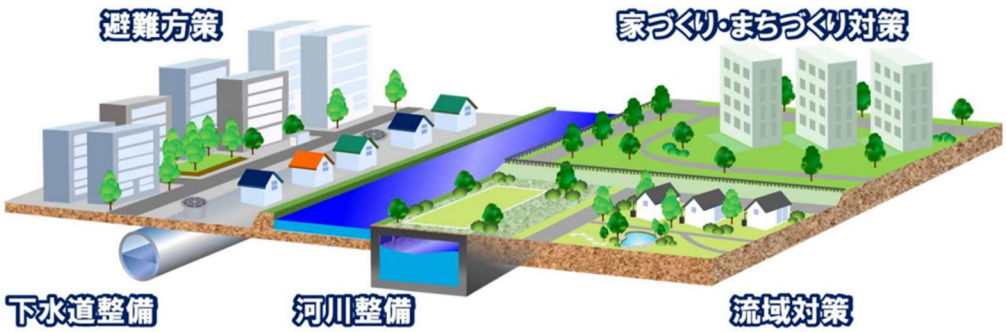
こうした状況を踏まえ、大田区は区民の生命と財産を守ることを最優先課題と考え、本方針を策定します。

策定に当たっては、「東京都豪雨対策基本方針」（令和５年 12 月改定）をはじめとする関連計画との整合を図りながら、区民一人ひとりの自助と地域の連携・協働による共助を一体的に推進し、「水害に強い安全・安心のまち大田」の実現を目指します。

1.2　本方針の対象範囲

本方針では、大田区全域を対象とした総合治水対策の基本的な考え方を示すものとします。総合治水対策は、「河川整備」「下水道整備」「流域対策」「家づくり・まちづくり対策」「避難方策」の５つの施策を基本とします。

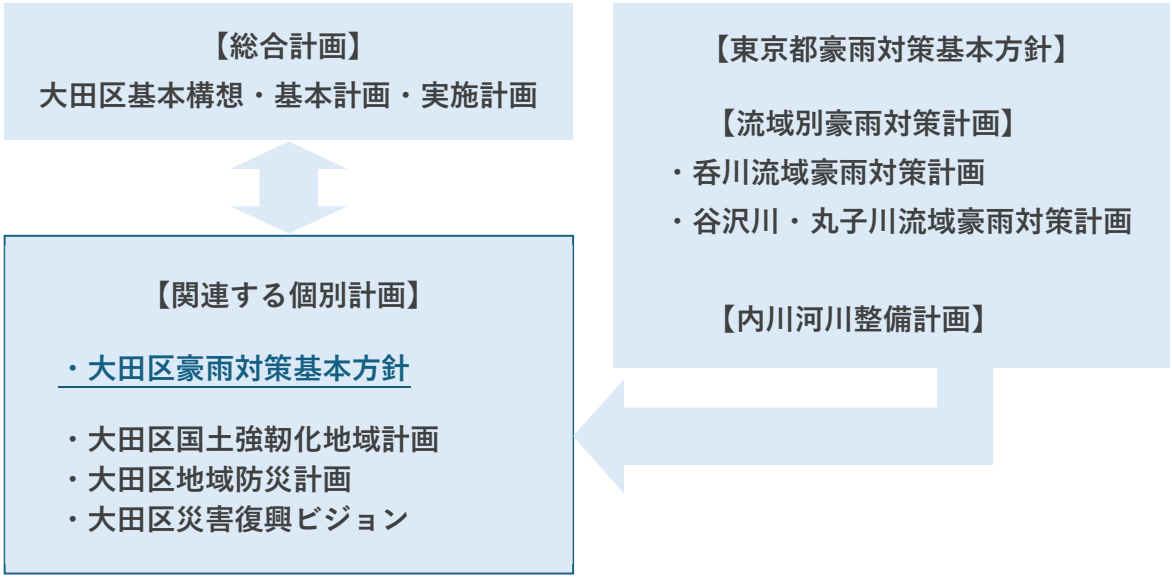
このうち、区が実施する対策を示すとともに、東京都が実施する対策や民間などの関係機関等と協働で取り組む内容についても示すものとします。



出典：東京都「東京都豪雨対策基本方針（改定）」

1.3　本方針の位置付け

本方針は、区の総合計画や関連する個別計画「大田区国土強靭化地域計画」「大田区地域防災計画」「大田区災害復興ビジョン」、東京都が策定した「東京都豪雨対策基本方針」「呑川流域豪雨対策計画」「谷沢川・丸子川流域豪雨対策計画」などの上位計画と整合を図りながら、区の特性を踏まえ、区内で実施する豪雨対策をとりまとめたものです。



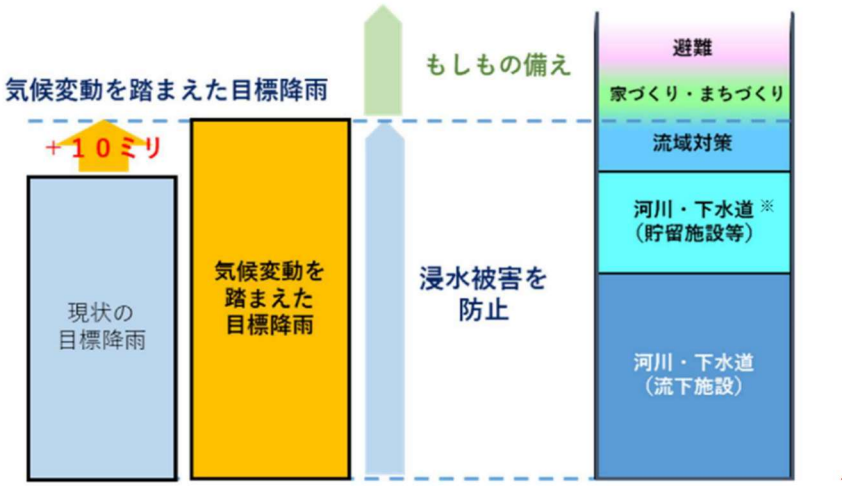
1.4　豪雨対策に係る上位計画

（1）東京都豪雨対策基本方針

東京都では、局所的集中豪雨増加の影響により、市街化が進む中小河川周辺を中心として浸水被害が続いたため、「東京都豪雨対策基本方針」を平成 19 年に策定しました。

この基本方針では、外水氾濫のリスクが高い流域として「対策強化流域」を、内水氾濫のリスクが高い地区として「重点地区」を選定し、重点的に対策を進めることとしています。区では「呑川流域」と「丸子川流域」の 2 流域が対策強化流域に指定されています。

そして、近年の気候変動の影響や今後想定される降雨量の増加や台風の強大化等に伴い、激甚化・頻発化する水害に対応するため、令和 5 年 12 月に改定を行いました。この改定では、気候変動に対応するため目標降雨を都内全域で 10 mm 引き上げ、区部では時間降雨 85mm となった点が大きな改定ポイントです。



出典：東京都「東京都豪雨対策基本方針（改定）」

（２）流域別豪雨対策計画

流域別豪雨対策計画は、「東京都豪雨対策基本方針」において対策強化流域に指定された河川流域について、流域別の具体的な対策の内容や実施スケジュールを、東京都と区市町村による東京都総合治水対策協議会で策定したものです。

大田区内では、「呑川流域豪雨対策計画」（平成 31 年改定）および「谷沢川・丸子川流域豪雨対策計画」（平成 31 年改定）が策定されており、概ね 30 年後（令和 19 年度）までに時間 75mm の降雨までは浸水被害を防止することを目標としています。

第２章　区の現状

2.1　近年の降雨状況

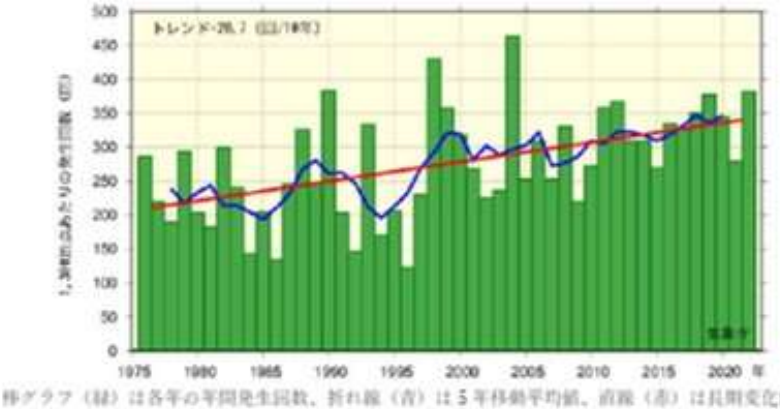
近年、日本全国で時間 50mm を超える降雨の年間発生回数が増加しています。気象庁のデータによれば、統計期間の最初の 10 年間（1976～1985 年）における平均年間発生回数は約 226 回であったのに対して、最近 10 年間（2013～2022 年）では約 328 回となっており、約 1.5 倍に増えています。

水害を発生させるような降雨は、主に「台風に伴う豪雨」と「局所的集中豪雨」に分けられます。台風に伴う豪雨は、時間最大雨量が必ずしも多くありませんが、降雨時間が長く総雨量が多くなる傾向にあるため、大きな河川の氾濫等により、浸水被害を発生させる要因となります。

一方で局所的集中豪雨は、降雨時間が短く総雨量は少ない傾向にあるものの、時間最大雨量が多くなることから、下水道や中小河川に短時間で大量の雨が流入し、くぼ地や坂下、河川沿いの低地等で浸水被害を発生させる要因となります。

区では令和元年東日本台風（台風 19 号）において都内初となる大雨特別警報が発表され、多摩川の増水により田園調布四・五丁目付近で浸水被害が発生（被害規模 559 件）しました。また令和 7 年 9 月 11 日には、区内で初めて「記録的短時間大雨情報」が発表され、家屋の浸水等多くの被害が発生（被害規模 703 件）するなど、近年東京都においても時間 50 mm を超える降雨が増加傾向であるとともに、全国的にみても大規模な水害が発生しています。

国土交通省の試算では、東京都を含む関東地方は気温が 2℃上昇した場合の降雨変化倍率が 1.1 倍とされており、この倍率を踏まえて令和 5 年の「東京都豪雨対策基本方針」の改定では目標降雨が 10mm 引き上げられました。



棒グラフ（緑）は各年の年間発生回数、折れ線（青）は 5 年移動平均値、直線（赤）は長期変化傾向を示す

データ出典：気象庁 HP「大雨や猛暑日など（極端現象）のこれまでの変化」

図 2-1　全国（アメダス）の時間 50 ミリ以上の年間発生回数

出典：気象庁 HP「大雨や猛暑日など（極端現象）のこれまでの変化」

2.2　区の地域特性

（１）河川および流域の概要

大田区内には、呑川・内川の二河川が流れており、さらに区の南部を多摩川が流れています。また、丸子川は大田区と世田谷区の区境付近を流れ、多摩川に合流しています。

呑川は、世田谷区新町地先を源とし、荏原台と田園調布台にはさまれた谷底低地に沿って東南に流れて東京湾に注ぐ、流域面積約 17.7km²、河川延長約 14.4km の二級河川です。支川に目黒区緑が丘地先で合流する河川延長約 2.6km の九品仏川があります。流域は世田谷区・目黒区・大田区の 3 区にまたがり、流域内人口は約 25.6 万人にのぼります。現在、九品仏川合流点より上流と九品仏川は覆蓋化されており、下水道事業区間となっています。

谷沢川は世田谷区桜丘付近に源を発し、大田区との区境付近を流れて多摩川左岸に合流する一級河川です。丸子川は、世田谷区岡本付近の仙川との接点が上流端で、国分寺崖線に沿って多摩川と平行に流下し、世田谷区等々力付近でいったん谷沢川と合流した後、丸子橋上流で多摩川左岸に合流します。

区内には大きく分けて３つの流域（呑川流域、谷沢川・丸子川流域、内川流域）があり、さらに多摩川流域・高潮対策区域が区の南部に広がっています。

（２）土地利用状況

大田区の地形は、北西部の武蔵野台地（台地部）と、東南部の低地部（多摩川低地・海岸平野・埋立地）の大きく２つに分かれています。台地部は起伏の少ない平坦地で比較的安定した地盤ですが、低地部は標高が低く、河川氾濫・内水氾濫・高潮のいずれのリスクも有しています。

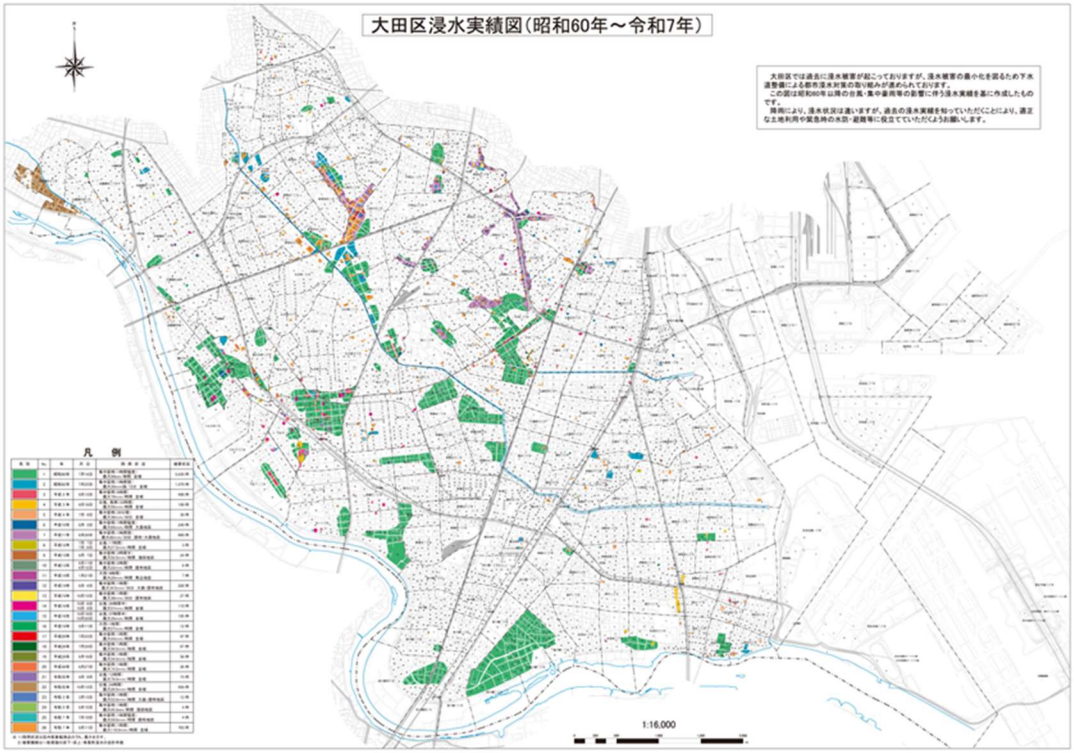
土地利用は住宅地・商業地・工業地が混在しており、コンクリートやアスファルトに覆われた保水能力の低い土地が多くを占めています。こうした市街化が進んだ地域では、雨水が急速に河川や下水道に流入するため、流域対策（雨水貯留浸透施設の設置等）の推進が重要な課題となっています。

2.3　浸水被害の現状

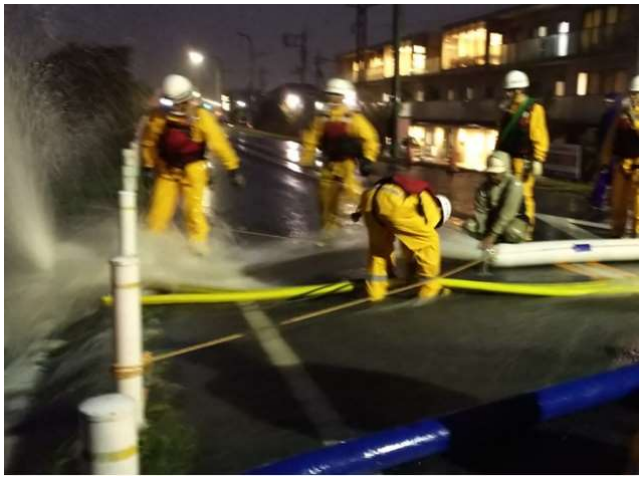
区では、昭和 60 年から令和 7 年にわたる浸水実績図を公表しており、台風・集中豪雨等の影響に伴う浸水実績を示しています。浸水被害は主に多摩川沿いの低地（下丸子、鵜の木、矢口、六郷等）や、雨水が滞留し水はけが悪くなる地域（田園調布、池上、仲池上、大森東等）において記録されています。

令和元年東日本台風（台風 19 号）では、多摩川流域において増水し、田園調布四・五丁目付近で内水氾濫が発生し、広範囲にわたる浸水被害が発生しました。大田区では台風 19 号における浸水原因を究明するため、田園調布地区の内水解析シミュレーションを実施し、浸水の原因・被害軽減策等についてとりまとめを行いました。

令和 7 年 9 月 11 日には、区内で初めて「記録的短時間大雨情報」が発表され、呑川や丸子川など中小河川の水位が急激に上昇するとともに上池台地域等において家屋の浸水など多くの被害が発生しました。このような近年の豪雨被害を踏まえると、継続した豪雨対策の推進が不可欠です。

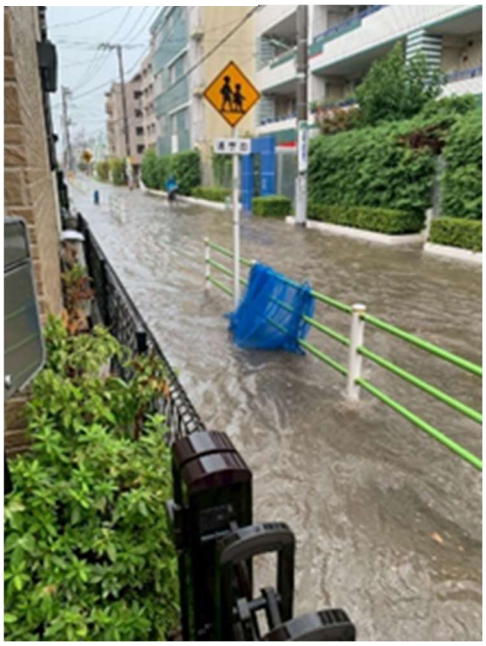


大田区浸水実績図



令和元年東日本台風（台風 19 号）排水作業の様子







令和 7 年 9 月 11 日豪雨被害の様子

第３章　具体的な取組

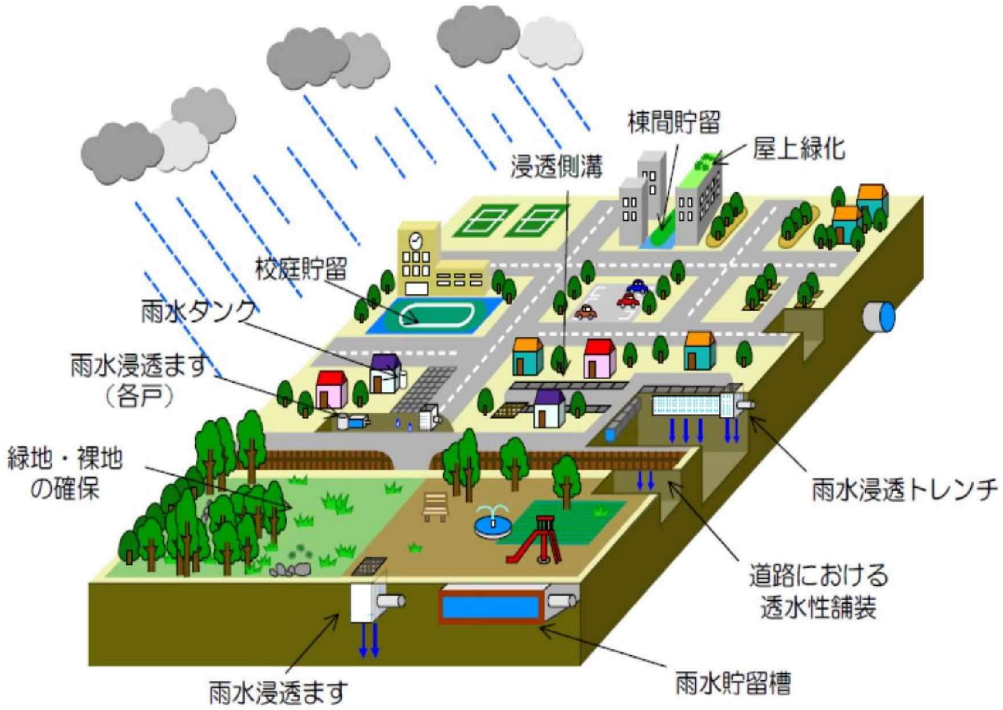
【大田区豪雨対策基本方針における目標】
「時間 85mm の降雨まで浸水被害を防止」とする東京都の目標を実現するため、「流域対策」「下水道整備」「河川整備」「家づくり・まちづくり対策」「避難対策」の 5 つの施策を総合的に推進する

3.1　流域対策

（１）流域対策の目標

東京都は、令和 19 年度（当初の基本方針策定から概ね 30 年後）までに、時間 75 ㎜降雨に対する浸水被害を防止することを目標として対策を進めておりましたが、令和 5 年に改定された「東京都豪雨対策基本方針」において、都内全域で目標降雨量を 10 ㎜引き上げて時間 85 ㎜降雨に対する浸水被害を防止することを目標としました。

大田区は、東京都の取組とは別に、時間 10 ㎜相当の流域対策を大田区独自の取組として実施しており、公共施設への雨水貯留浸透施設等の設置や設置指導などの対策を推進しています。



出典：東京都「東京都豪雨対策基本方針（改定）」

①　単位対策量

呑川流域および谷沢川・丸子川流域では、施設別の単位対策量が流域別豪雨対策計画において示されています。

大田区ではさらに、区内全域において「大田区雨水流出抑制施設技術指針」（令和4年4月改訂）に基づき、雨水流出抑制施設の設置基準を定めています。大規模民間施設（500 ㎡以上）に対しては原則 0.06 ㎥/㎡の単位対策量で指導を行うなど、積極的な流域対策を推進しています。

②　流域別目標量

対策強化流域となっている呑川流域および谷沢川・丸子川流域では、流域別豪雨対策計画によって流域対策の目標量が示されています。

（2）これからの取組

①　公共施設（道路・公園・学校等施設）

区が有する公共施設（道路・公園・学校等施設）については、新築・改築・改修に合わせて雨水貯留浸透施設等の設置を行ってきました。今後も公共施設が区内の流域対策における先導的役割を担う施設であることを踏まえ、新築・改築・改修に合わせて原則として雨水貯留浸透施設の整備を行うことで、流域対策を一層推進します。

②　一定規模以上の施設

一定規模以上（敷地面積 500 ㎡以上）の建物を建設する際にも、「大田区開発指導要綱施行細則」および「大田区雨水流出抑制施設技術指針」に基づき、雨水貯留浸透施設等の設置指導を行ってきました。引き続き指導を通じて設置を促進します。

③　小規模民間施設

個人が有する住宅等でも、宅地内雨水浸透施設（雨水浸透ます）や雨水タンクの設置が促進されるよう、区は以下の助成事業を推進しています。今後も助成制度の利用促進が図られるよう、取り組んでいきます。

- 雨水浸透施設設置助成
 屋根に降った雨水を地下に浸透させるための宅地内雨水浸透ます設置費用の一部を助成（上限 40 万円）
- 雨水タンク設置助成
 雨水を散水・打ち水・非常時の生活用水等へ活用するため、雨水貯留槽を設置する方に費用の一部を助成（本体購入費および設置費の合計額の 1/2　但し、小型雨水タンクについては個人の申請のみ助成割合が 2/3　上限 4 万）

④　グリーンインフラの活用

グリーンインフラとは、住みやすいまちをつくる社会基盤施設（インフラ）に、海、河川、池及び公園等の自然環境(グリーン)が有する機能を活用することで、まちづくりの課題解決につなげる取組です。

区では、令和７年３月に「大田区グリーンインフラ事業計画」を策定しました。本計画では、「防災・減災」「環境」「地域振興」の３つの視点からまちづくりの課題を整理し、公園・緑地や市街地等の各区分に応じた導入方針に基づきグリーンインフラの取組を行うことで、持続可能なみどりのまちづくりを推進します。

「防災・減災」の観点では、豪雨による内水氾濫対策として、雨水貯留・浸透機能の確保、拡充を目指します。

●　民間開発におけるグリーンインフラの導入促進

民間による大規模開発を行う際、流域対策に資するレインガーデン等のグリーンインフラを整備することで、防災面のみならず、良好な景観形成や生物の生息・生育場所の提供など、魅力ある都市空間の形成が期待できます。区では、雨水流出抑制施設設置の指導の機会を捉え、グリーンインフラ導入の検討・整備を促します。



出典：大田区グリーンインフラ事業計画（令和７年３月策定）

●　公共用地におけるグリーンインフラの整備推進

区では、学校等の公共施設や道路、公園の整備・改修時において、これまでも透水性舗装等の雨水貯留浸透施設を整備してきました。今後は地域特性等を踏まえたグリーンインフラ施設の整備に取り組み、持続可能なみどりのまちづくりを推進します。（大田区グリーンインフラ事業計画に基づく）



出典：大田区グリーンインフラ事業計画（令和７年３月策定）

● **グリーンインフラの機運醸成に向けた広報の充実**

グリーンインフラを推進していくには、区民・事業者にグリーンインフラへの関心を持ってもらうことが重要です。区では、大田区グリーンインフラ事業計画に基づき、各種媒体を活用した普及啓発や区内における取組事例の紹介等により機運醸成を図ります。



大田区立東糀谷防災公園・ビオトープ



宅地内の雨庭（出典：NHK Web サイト）

3.2　下水道整備

東京都区部における下水道事業は東京都が一体的に実施していますが、大田区は、区内の下水道事業を促進する観点から東京都と連携して事業に取り組んでいます。

（１）大田区の取組

・要望活動

区では、東京都が実施する下水道整備が円滑に進むよう、東京都城南五区下水道・河川連絡協議会等を通じて下水道施設の早期整備を継続的に要望しています。特に呑川流域・谷沢川・丸子川流域での下水道整備の推進は浸水被害軽減に直結することから、東京都による整備事業の早期完了に向けた要望活動を積極的に継続します。

（２）東京都の取組

東京都が実施する下水道整備は、時間 75mm 降雨に対応する下水道施設整備に流域対策を加え、目標降雨（時間 85mm 降雨）に対して内水氾濫防止を目指します。整備の進め方については、リスクの高い地区を重点化し、幹線や貯留施設等の基幹施設整備を推進しています。

呑川流域では、東京都下水道局による呑川流域での下水道整備（時間 75mm 降雨対策地区の幹線整備等）が進められており、浸水被害軽減効果が期待されています。

3.3　河川整備

東京都の河川事業は、都が一体的に整備を実施しており、区では河川整備の早期完了に向けた要望活動を行うほか、事務処理特例条例に基づいた管理を行っています。

（１）大田区の取組

・要望活動

区では、東京都が実施する河川整備が円滑に進むよう、「東京河川改修促進連盟」や「東京都城南五区下水道・河川連絡協議会」等を通じて河川整備の早期完了等を継続的に要望しています。

特に令和元年東日本台風（台風 19 号）における浸水被害を踏まえ、区は国土交通省および東京都に対し多摩川の治水対策強化（堤防整備、河道掘削等）の要望活動を行ってきており（令和 4 年 11 月 22 日要望提出等）、引き続き関係機関と連携して要望活動を推進します。

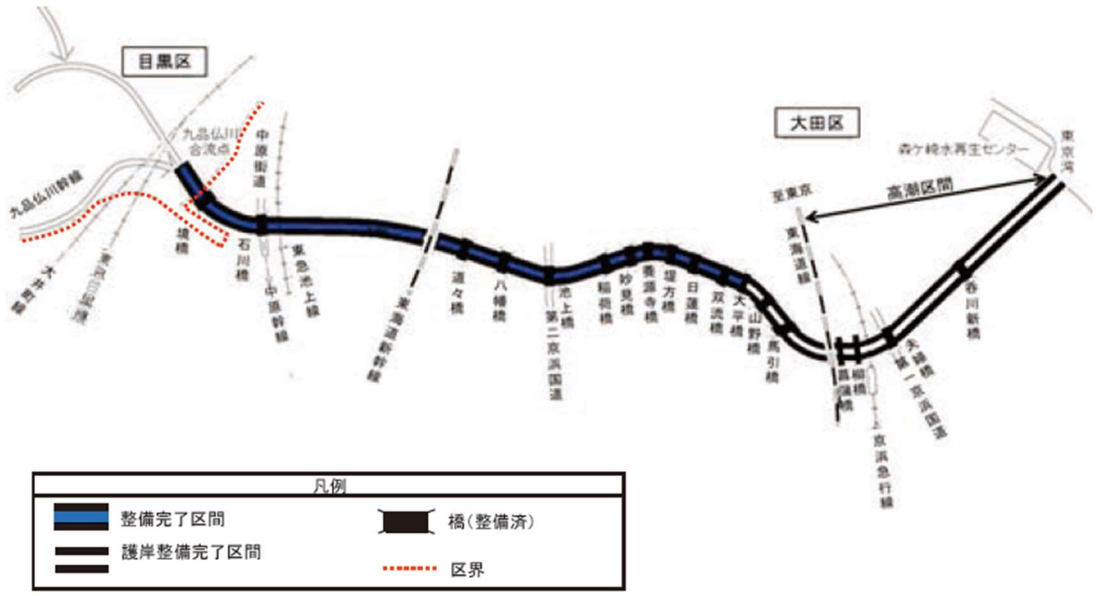
（２）東京都の取組

東京都が実施する河川整備については、対策強化流域から先行して対策を進めることとし、気候変動を踏まえた目標の降雨に対し、流域対策と合わせて外水氾濫防止を目指します。

①　呑川

呑川は世田谷区・目黒区・大田区の 3 区にまたがる流域面積約 17.7km²の二級河川です。東京都では、呑川流域において耐震護岸整備や調節池整備を進めており、流域対策と合わせて時間 75mm の降雨に対応することを目標とした整備を推進しています。

既に護岸が整備済の箇所では、護岸の緑化も実施されており、沿川の良好な環境整備も進められています。



出典：東京都「呑川流域豪雨対策計画（改定）」

②　丸子川

丸子川流域においても、谷沢川（世田谷区）とともに時間 75 ㎜の降雨に対応することを目標とし、東京都により総合的な治水対策が図られています。

区では、東京都による河川整備が早期に完了するよう引き続き要望活動を実施します。



−7　谷沢川・丸子川流域　河川整備状況概要図（平成 29 年度末）　出典：都建設局

出典：東京都「谷沢川・丸子川流域豪雨対策計画」

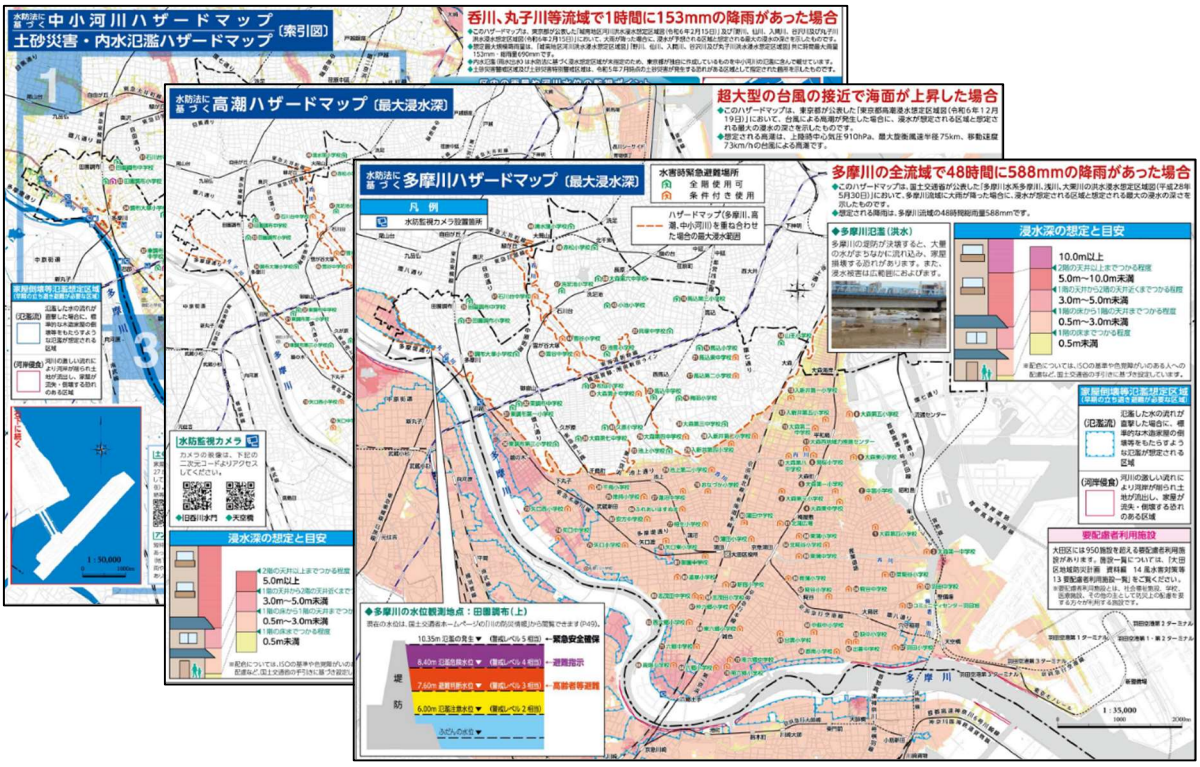
3.4　家づくり・まちづくり対策

家づくり・まちづくり対策においては、区民や事業者の方々が、自ら住む場所の水害特性を理解し、自助による対策をすることが最も重要です。区は、区民の財産、都市機能を守るための対策として、区民・事業者に対し水害に関する情報を適切に提供します。

（1） 大田区防災ハザードマップや浸水実績の提供

区は、区民や企業による自発的な建物の浸水対策強化等（自分（家族）の身は自分で守る）を促すため、浸水危険度に関する情報の事前周知として「大田区防災ハザードマップ」の配布と区ホームページによる提供を行っています。また、過去の浸水実績（昭和 60 年～令和 7 年）の情報提供を区ホームページで行っています。これは区民が「災害リスクを知り、いざというときに必要な行動や、避難先・避難方法を考え、災害に対応するための日頃からの備え」に活用できます。

大田区防災ハザードマップには、「多摩川ハザードマップ」「高潮ハザードマップ」「中小河川・土砂災害・内水氾濫ハザードマップ」が収録されており、想定しうる最大規模の降雨等があった場合の浸水想定が掲載されています（令和 8 年 2 月改訂版を最新とする）。



大田区防災ハザードマップ（風水害編）

（２）水害に強い家づくりの促進

令和７年９月 11 日の豪雨による浸水被害を機に、区では令和７年 12 月８日から止水板設置助成制度を開始しました。浸水被害を防止・軽減することを目的に、区内に存する建築物の止水板設置に伴う経費の一部を助成します。

- 個人（区内住民登録者）：止水板設置工事費用×4/5（上限 100 万円）
 簡易型止水板購入費用×4/5（上限 25 万円）
- 法人：止水板設置工事費用×3/5（上限 150 万円）
 簡易型止水板購入費用×3/5（上限 20 万円）

※　本助成内容は令和８年度現在のものであり、翌年度以降に見直す場合があります。



（３）水害に強いまちづくりの促進

区民の方々がいつでも利用できるよう、区では公園・道路など区内 30 か所に土のう置場を設置しています（大田区田園調布水防センター・大田区仲六郷水防資機材センター等も運用）。設置場所は区ホームページで確認できます。今後も土のうの利用方法や置場の周知に取り組みます。

土のう置き場（例）



上池台三丁目公園



西蒲田太平橋児童公園

【コラム：自然がけや擁壁の整備に向けた取組】

豪雨等による自然がけや擁壁（以下「がけ等」という。）の崩壊による被害を未然に防ぐため、整備工事に精通した専門家派遣や整備等に係る費用の助成制度等により、がけ等の改善に向けた支援を行っています 。

（4）高台まちづくりの推進

区では、マイ・タイムラインに基づき、在宅避難や縁故等避難、水害時緊急避難場所への避難等による「分散避難」を基本とする考え方を前提としつつ、国や都による治水施設等の整備の加速化に加え、仮に早い段階からの避難ができなかった場合でも、命の安全（緊急安全確保先）や最低限の避難生活水準を確保できる避難場所、救急救助・災害復旧拠点となる「高台まちづくり」を推進します。

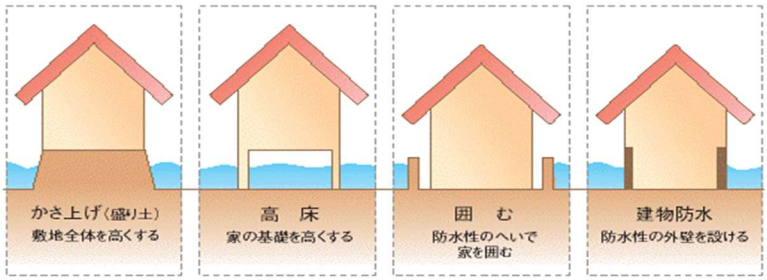
高台まちづくりのイメージ



出典：国土交通省　災害に強い首都「東京」形成ビジョン

（５）地区計画等

区では、豪雨時の浸水に備えるため、雨水貯留・浸透施設の整備等による浸水対策を推進するとともに、令和９年３月に策定予定の大田区立地適正化計画（防災指針）の検討を進めています。そのなかで、防災性の向上を図るため、浸水想定区域における敷地の地盤嵩上げなどについて検討し、土地の合理的かつ健全な利用を目指します。



住宅の浸水対策

3.5　避難対策

豪雨時に河川や下水道の能力を超えて水があふれだした場合でも生命の安全が確保されるよう、区民・事業者の方々が必要となる情報の適切な提供や、自発的に防災対策・避難体制がとれるよう、引き続き対策の充実を図ります。

（1）情報提供の充実

豪雨時に生命の安全を確保するため、以下の手段による情報提供の充実を図ります。

①　防災情報全般

- 大田区ホームページ：大田区防災ハザードマップや避難所に関する情報、豪雨や台風など各種災害への対策など、防災全般にわたる情報を確認できます。
- 大田区防災ポータルサイト：避難情報（避難指示や避難情報が発令されている地域、防災行政無線放送内容）や気象情報など、災害時に役立つ情報を確認できます。
- 大田区防災アプリ：大田区から発信する災害に関する情報を入手できるスマートフォンアプリです。プッシュ通知機能により、区からの情報をいち早く受け取ることができます。
- 防災行政無線：発災時の緊急情報などを、区内約 250 箇所に設置している防災行政無線放送塔から一斉に放送します。
- 区民安全・安心メールサービス：区から多摩川の水位情報や防災行政無線の放送内容などをメールで配信するサービスです。
- 大田区公式 X・大田区 LINE 公式アカウント：台風の際の避難情報をはじめとする緊急情報や区からの大切なお知らせを発信します。



大田区防災アプリ



大田区防災ポータルサイト

② 豪雨情報

大田区防災ポータルサイトで気象情報（天気予報・雨量・雨雲の様子・今後の雨予報等）を確認できます（株式会社ウェザーニューズと連携）。また、気象庁のキキクル（あなたの街の防災情報）、国土交通省の川の防災情報、東京都水防災総合情報システムでも確認できます。

③ 河川情報

区内の河川・水門に水防監視カメラを設置しており、区民が豪雨による浸水被害を事前に把握するための情報を、区ホームページで提供しています。



水防監視カメラ



令和 7 年 9 月 11 日豪雨 河川の様子

④　避難情報

防災行政無線・大田区防災ポータル等により水害時緊急避難場所の情報を提供します。水害時緊急避難場所は、大田区防災ハザードマップ等で事前確認ができます。

（２）防災力向上

区民・事業者等に対して豪雨・台風等による風水害の危険性を知らせ、自主的な避難行動・平常時の備えを促すため、以下の取組を実施しています。

①　大田区地域防災計画（令和６年度修正）

区における風水害発生時の活動体制を示しており、風水害への対策の要点をまとめています。以下概要となります。

1　区の水防対策の基本的な考え方

大田区は、多摩川や中小河川の氾濫、内水氾濫や高潮による浸水被害、土砂災害の発生リスクを有しており、その対応が必要となります。

気象状況の変化から突発的に発生し激甚化する風水害から住民の生命と財産を守るために、区は公助の役割として防災関係機関と連携し、住民の避難行動を支援する取組に尽力します。

2　区の水防態勢

（１）風水害が発生し、又はそのおそれがあるが、災害対策本部の設置に至らない段階においては、水防指揮本部を設置するとともに水防態勢（第１次、第２次）をとります。

また、水防指揮本部を設置するに至らない状況で警戒が必要な場合は、水防指揮本部へ移行する前段階として、連絡態勢もしくは監視態勢をとって対応します。

（２）風水害による被害が大規模になるおそれがある場合は、災害対策本部に移行して対応します。

3　避難指示等の発令及び判断基準

氾濫・大雨・土砂災害警報等のみならず、水位観測所の数値、上流の雨量の予測やダムの放流量、時間当たりの雨量や総雨量なども確認します。あわせてパトロールによる現場の状況把握により、情報を速やかに察知して避難指示等を発令します。

4　障害物及びインフラ対策

豪雨や台風によって道路上に散乱した物や流れ出た大量の土砂等は、交通の障害となるばかりでなく、放置することによって二次災害を引き起こすことが考えられるので、発見次第直ちに回収・除去を行います。

特に傾いた樹木や折れた標識、街路灯等は、電線や他の建築物にも被害を与えるおそれがあるので、速やかに撤去を行います。

②　防災パンフレット「わが家の防災チェック BOOK」

地震や風水害が発生した際の身の守り方、地域での助け合いや日頃の備え、浸水防止方法、災害時の情報の取り方などを説明した冊子を配布しています。



わが家の防災チェックBOOK



わが家の防災チェックBOOK(英語版・中国語版)



わが家の防災チェックBOOK
（やさしい日本語版）

③　豪雨対策リーフレット

豪雨に備えるため、事前にできる備えや情報の入手先をまとめたリーフレットを配布しています。





④　おおた防災セミナー・防災アトラクション

区民参加型のセミナーやアトラクションを通じて、区民・事業者の皆様に対し、平時の備えや災害発生前後の行動について普及・啓発しています。




おおた防災セミナー



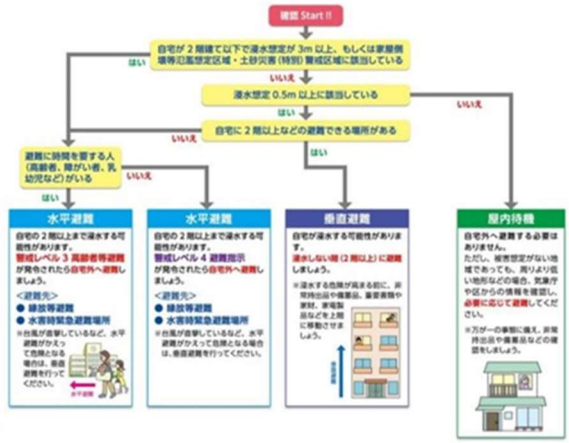


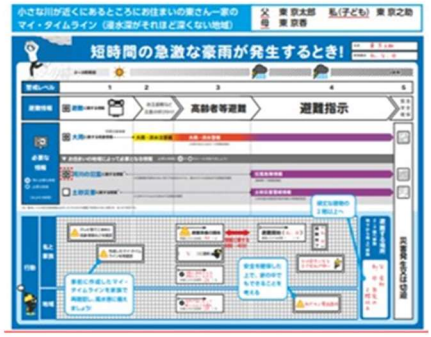
防災アトラクション

⑤　東京マイ・タイムライン

東京マイ・タイムラインを活用して風水害発生に備えた個人の防災行動計画（「いつ」「誰が」「何をするか」を時系列で整理したもの）の普及に取り組んでいます。万が一、大規模風水害が発生する可能性が高まった場合「早めの避難」が重要です。

そのため、事前にマイ・タイムラインを作成しておくことで、いざというときに慌てず、安全に避難行動を取ることができ、「逃げ遅れ」によって自宅などに取り残されてしまうリスクの軽減が期待できます。





⑥　大田区水防訓練

大田区・消防署による合同水防訓練を毎年実施し、水防体制の充実・強化を図っています。

令和８年度大田区合同水防訓練の様子



積土のう工法の訓練



大田区排水ポンプ車による排水活動訓練

⑦　要配慮者支援対策

避難行動要支援者名簿の活用や個別避難計画の作成を通じて、避難行動要支援者の安全な避難につながる取組を進めています。

第４章　本方針のさらなる推進に向けて

4.1　さらなる推進に向けて

大田区豪雨対策基本方針を効果的かつ継続的に推進するため、対策の実施状況を適宜評価し、区ホームページ等で情報公開を行うとともに、社会情勢の変化や「東京都豪雨対策基本方針」や「流域別豪雨対策計画」等の上位計画改定を踏まえながら、必要に応じて本方針の見直しや改定を行っていきます。

総合治水対策の推進は、区のみならず官民連携した取組が求められることから、引き続きあらゆる関係機関との協働による取組を推進していきます。

令和８年（2026 年）10 月

発行　大田区まちづくり推進部都市計画課
〒144-8621
東京都大田区蒲田五丁目 13 番 14 号
電話：03-5744-1333（直通）
FAX：03-5744-1530
https://www.city.ota.tokyo.jp